

令和 5 年度に大学等に進学予定で予約採用に申込みされた方を対象としたQ&Aです。

### 1. 選考結果が「不採用」となった、又は採用されたが想定と異なる支援区分となった理由

Q1-1 給付奨学金の選考結果が「不採用」で選考結果の内訳の「家計に関する基準」が「×」となっていた（または、「○」となっていたが事前の想定とは異なる支援区分だった）が、我が家は低所得世帯であるため採用される（よりよい支援区分になる）はずだ。

A1-1 給付奨学金における家計基準による判定は、税制に準拠した計算となっており、家族構成や生計維持者が扶養している家族の人数なども影響しますので、収入・所得が少ない世帯の人は必ず支援の対象になるとか、多い世帯の人は支援の対象にならないというものではありません。

日本学生支援機構のホームページや申込時に受け取っている「給付奨学金案内」に収入・所得の目安を掲載していますので、ご覧いただくようお願いします。

なお、より具体的に確認したい場合は、[「支給額算定基準額の計算手順」](#)を掲載していますので、こちらに記載の手順によりご確認ください（[「支給額算定基準額判定ツール」\(excel\)](#)に入力いただければ自動計算されます）。

Q1-2 給付奨学金の選考結果が「不採用」となっていた（または「○」となっていたが事前の想定とは異なる支援区分だった）が、最近収入が減ったので採用される（よりよい支援区分になる）はずだ。

A1-2 大学等予約採用における給付奨学金の家計基準の判定は、判定を行った年度の住民税の情報をもとに行いますが、住民税の情報は、最近の情報が反映されるものではなく、前年の収入等がもとになっています。例えば、2022年度に実施した大学等予約採用の選考結果の判定には2022年度の住民税の情報が用いられますが、これは、2021年中の収入等がもとになって算定された情報となっています。このため、申し込んだ年に収入が減ったとしても、審査結果には反映されないことになります。

なお、大学等に進学した後、春と秋に実施する在学採用に申し込むことができます。ただし、進学直後の春の在学採用においては、住民税の情報は大学等予約採用と同じ年度のものを用いるので、家計基準の判定は原則として変わりません。次の年度の住民税の情報（大学等予約採用に申し込んだ年に収入が減少しているような場合）での判定を希望される場合は、秋の在学採用に申し込む必要があります。

また、生計維持者の死亡、事故・病気、失職や震災・火災・風水害等に被災し、家

計が急変した場合は、進学後に給付奨学金（家計急変）に申し込むことができます。  
新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少している場合も給付奨学金（家計急変）に申し込むことができる場合があります。

詳細は、日本学生支援機構のホームページをご確認いただき、進学先の学校にて家計急変用の申込資料を受け取ってください。

[https://www.jasso.go.jp/shogakukin/moshikomi/rinji/kakei\\_kyuhen/index.html](https://www.jasso.go.jp/shogakukin/moshikomi/rinji/kakei_kyuhen/index.html)

Q 1-3 給付奨学金の選考結果が「不採用」で選考結果の内訳の「家計に関する基準」が「×」となっていた（または「○」となっていたが事前の想定とは異なる支援区分だった）が、納得できないためもう一度審査してもらいたい。

A 1-3 「家計に関する基準」の選考の内容を確認したいということであれば、[「支給額算定基準額の計算手順」](#)に記載の手順により確認できますので、お試しください（[「支給額算定基準額判定ツール」\(excel\)](#) に入力いただければ自動計算されます）。

Q 1-4 [「支給額算定基準額の計算手順」](#)により計算するための情報はどこを見ればいいのか。

A 1-4 給付奨学金における家計基準の計算には、住民税の情報が必要となりますので、市区町村発行の課税証明書を参照してください。

課税証明書に必要な情報が記載されていない場合は、市区町村役場にお問合せいただくか、マイナポータルを利用できる環境にある人は、マイナポータルの自己情報表示により確認してください。

Q 1-5 自分で計算するのは面倒だ。実際に計算した経過と結果を教えてください。

A 1-5 計算は電子計算機により行っており、計算の結果は、今回選考結果として通知したとおりです。[「支給額算定基準額の計算手順」](#)には電子計算機により行った計算手順を記載していますので、お手数ですがご自身で確認いただくようお願いします（[「支給額算定基準額判定ツール」\(excel\)](#) に入力いただければ自動計算されます）。

## 2. 「進学資金シミュレーター」との相違

Q2-1 日本学生支援機構のホームページに掲載している「進学資金シミュレーター（給付奨学金シミュレーション）」では支援対象だったのに、今回、選考結果の内訳の「家計に関する基準」が「×」で「不採用」だった（又は、シミュレーションでは「第Ⅰ区分」だったのに、今回対象になったのは別の区分だった）。

A2-1 シミュレーターに注意事項として記載しているとおり、「給付奨学金シミュレーション」は入力された情報を基に試算した結果です。一方、実際の審査は、マイナンバーを利用して取得した課税標準額等の情報に基づいて行います。

双方で異なる結果が生じ得ることについてご理解ください。

【シミュレーションの結果と実際の判定結果が異なる例】

- 入力した1年間の収入と実際に判定に使用した1年間の収入の年次が相違する場合
- 生計維持者の給与収入や公的高齢年金の欄に、実際の年間の額面の収入金額（例えば、源泉徴収票における「支払金額」欄の額）ではなく最終的に支給された金額（いわゆる手取り金額）を入力している場合や、見込み金額を入力している場合
- 入力した生計維持者の扶養親族の人数と実際の住民税で控除が適用されている扶養親族の人数とに相違がみられる場合。なお、扶養親族の年齢については判定する時点が指定されています。入力する時点の年齢ではありません。
- 生計維持者だけでなく、奨学生本人にも、課税される程度の収入（所得）がある場合
- 資産が基準を超えている場合

＜参考＞ホームページ掲載の給付奨学金シミュレーション注意事項（抄）

• 免責事項

(2)本シミュレーションで示される給付奨学金の支援の区分は、入力された情報等を基に試算した結果によるものです。シミュレーション結果と実際の申込結果の差異について、当機構は一切の責任を負いません。

(3)本シミュレーションにおける計算式・手順については、実際に当機構で審査を行う際の計算式・手順と概ね同一のものを使用していますが、一部異なることがあります。本シミュレーション（特に、「給付奨学金シミュレーション（生徒・学生の方向け）」）では、入力された情報に加えて、一部の情報を機械的に補っていることがあります。

なお、実際に当機構で審査を行う際には、申込者が入力する収入等によって判定を行うのではなく、原則として、申込者及びその生計維持者から提出された個人番号（マイナンバー）を用いて所得等の情報を確認する予定です。また、実際の審査では申込者自身の所得についても審査対象となります。

Q2-2 課税証明書をもとに進学資金シミュレーターに入力したが、その結果と今回の審査結果が異なる。

A2-2 進学資金シミュレーターによる支援区分の表示はあくまで試算によるものです。進学資金シミュレーターでは、利便性の観点から、審査に必要な情報のうち主な情報のみ入力いただき、一部の情報は平均値を用いるなど機械的に補っている部分があることから、実際の審査と異なる結果となる場合があります。

Q2-3 実際の審査結果と差異がある進学資金シミュレーターを公開する理由は何か。

A2-3 支援区分の算定のためには、「合計所得金額」「総所得金額等」「課税標準額」といった地方税の情報を用いますが、これらの概念は一般的とはいいがたいものです。

一方で、事前に給付奨学金の対象になるかどうかの目安を申込前にあらかじめ確認できるようになることは、給付奨学金を希望する学生・生徒及びその保護者にとって有益であると考えています。

このため、機構では、わかりやすく情報を発信することを目的に、簡易な情報をもとにシミュレーションをすることができるツールとして進学資金シミュレーターを公開しています。

Q2-4 我が家は公表されている基準（年収270万円など）を満たしているにもかかわらず（第Ⅰ区分で）採用されなかった。

A2-4 機構ホームページ、申込みのてびきやその他の媒体で公表されている収入の基準は、あくまで目安です。その収入金額未満であっても、家族構成が例示と異なっている場合や、給与収入の他に事業などの所得がある場合等、必ず採用されるわけではなく、最終的には機構が税制に準拠した計算によって判定しています。

### 3. 市町村民税所得割額が0円等の人

Q3-1 我が家は生活保護を受給しているにもかかわらず（第Ⅰ区分で）採用されなかった。

A3-1 生活保護を受給していることは、直接採用の条件にはなっていません（※）。なお、生活保護法による各種扶助のうち「生活扶助」を基準年の1月1日時点で受給している場合には、受給している方の支給額算定基準額を0円として計算します。

※ 生活保護費のうち「生活扶助」以外の扶助を受けている場合も住民税所得割額が減額されることがありますが、給付奨学金の審査には住民税所得割額を直接使用しません。

Q3-2 住民税が課税されていない（市町村民税所得割が0円）にもかかわらず（第Ⅰ区分で）採用されなかった。

A3-2 市町村民税所得割が0円であっても、0円となった原因が税額控除（ふるさと納税による寄附金控除、住宅ローン減税による住宅借入金等特別税額控除等）、減免（災害等を原因とし、市町村の条例によって行われる市町村民税の減免）、肉用牛所得の特例といった制度によるものである場合、給付奨学金の対象とならないことがあります。

なお、給付奨学金の審査には住民税所得割額を直接使用しません。

#### 4. その他

Q4-1 申し込んだ後に判定された年度分の所得税・住民税の情報を修正申告（収入・所得の下方修正や控除の追加等）したが考慮してもらえないのか。

A4-1 修正申告した時期など状況を具体的に確認する必要がありますので、[奨学金相談センター（0570-666-301、平日9時～20時）](tel:0570-666-301)にご照会いただくようお願いします。

Q4-2 申し込んだ際に入力に誤り（生活保護の受給申告誤り、生計維持者の登録誤りなど）があったが、今から判定をやり直してもらえないのか。

A4-2 入力の誤りについては、再判定することはできません。大学等に進学した後、改めて春や秋に実施する在学採用にお申込みいただくようお願いします。

Q4-3 生計維持者が海外居住のため、マイナンバーではなく紙で提出した所得に関する証明書により審査されたが、自分で計算した結果と異なる。機構の計算が誤っているのではないか。

A4-3 海外居住者の所得の場合、扶養親族の証明書等の提出が無い場合に、それらの控除は無いものとして審査されるため、計算結果が異なることがあります。

Q4-4 生徒本人の収入（所得）も判定に影響するのか。

A4-4 生徒本人の収入（所得）も、支援区分の判定に影響します。具体的には、2021年中の収入等が、未成年の場合は約200万円（成年の場合は約100万円）を超えると2022年度の住民税が課税される場合がありますが、その場合には、本人の支給額算定基準額が判定に関係することになります。

Q4-5 生徒本人は就労して世帯の生計を支えており、2022年度の住民税が課税されているが、進学にあたり退職することになっている。このような者への措置はないのか。

A4-5 申込者本人が申込時点で世帯の生計を支えるために就労（2021年中の収入等が、未成年の場合は約200万円（成年の場合は約100万円）を超える場合）により給与所得を得ていて、進学にあたって退職をする場合、申し出により、申込者本人のみの支給額算定基準額を、大学等予約採用の選考及び進学後最初の適格認定（家計）（予約採用の次の年の10月に行われる支援区分の再判定）の際に0円とする特例があります。これについては、在籍する高校等を通して対象となり得る方に申請書等をお送りしております。なお、この特例を利用しても、生計維持者に一定額以上の収入（所得）がある場合には、支援区分が変わらなったり、不採用のままになったりすることがあります。

## 5. 不服審査請求

Q5-1 給付奨学金の選考結果が「不採用」で「家計に関する基準」が「×」となっていたが、納得できないため不服審査請求したい。

A5-1 今回の選考結果が「不採用」となっており不服があるときは審査請求できますが、審査請求いただいた場合、裁決の通知までの期間は4か月程度が目安です。  
「家計に関する基準」の選考の内容を確認したいということであれば、[「支給額算定基準額の計算手順」](#)に記載の手順により確認できますので、お試しください（[「支給額算定基準額判定ツール」\(excel\)](#)に入力いただければ自動計算されます）。

それでも納得いただけない場合は、[奨学金相談センター（0570-666-301、平日9時～20時）](#)にご照会いただくようお願いします。納得いただけない理由等をお聞きしたうえで、不服審査請求などのご案内をさせていただきます。

Q5-2 給付奨学生採用候補者に決定したものの選考結果が「第Ⅱ区分」・「第Ⅲ区分」となっていた。納得できないため不服審査請求したい。

A5-2 進学後、進学届を提出し、正式に給付奨学生として採用決定した後に審査請求することができます。なお、審査請求いただいた場合、裁決の通知までの期間は4か月程度が目安となります。